OUKA
The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	バルトロメー・デ・ラス・カサス : 生涯と作品(5) : セプールベダとの論戦
Author(s)	染田, 秀藤
Citation	大阪外国語大学学報. 1979, 43, p. 67-85
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/80729
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

バルトロメー・デ・ラス・カサス
生涯と作品(5)

——セプールベダとの論戦——

染　田　秀　藤

Bartolomé de Las Casas, vida y obras (5)

–Controversia con Sepúlveda–

Hidefuji Someda

Las Casas, para defenderse del ataque de los conquistadores y sus partidarios en la Corte contra su opúsculo *Confesionario*, escribió dos obras: *Treinta proposiciones muy jurídicas* y *Tratado comprobatorio del imperio soberano y principado universal que los Reyes de Castilla y León tienen sobre las Indias.* Y al mismo tiempo siguió insistiendo ante el Consejo de las Indias en pro de la suspensión de la conquista y la derogación del sistema de encomienda. Mientras tanto, Juan Ginés de Sepúlveda, a pesar de la prohibición de la impresión de su libro *Democrates Segundus*, hecha por las Universidades de Salamanca y de Alcalá, continuó la campaña para publicarlo con el apoyo de Fernando de Valdés, inquisidor general y obispo de Sevilla, y otros. Y escribió un opúsculo refutatorio contra *De bello barbarico* del obispo de Segovia, Antonio Ramírez de Haro, quien atacó con *correctio fraterna* la tesis sepulvediana. Ese opúsculo fue *Apologia pro libro de justis belli causis* en latín y publicado en mayo de 1550 en Roma por su amigo Antonio Agustín. Y en la carta al luego Felipe II, Sepúlveda condenó categóricamente el *Confesionario* de Las Casas, sosteniendo ser el libro "escandaloso y diabólico". Así se fue enconando el conflicto ideológico entre Las Casas y Sepúlveda, cuya causa principal fue sin duda alguna el *Confesionario*. Y este conflicto fue una de las principales causas que movieron a Carlos V a celebrar la Junta especial de Valladolid. Porque, como se ve en el *Resumen* hecho por Fr. Domingo de Soto, O.P., miembro de esa Junta, el objetivo principal de la Junta no fue poner fin a la controversia de Las Casas con Sepúlveda, sino "inquirir y constituir la forma y leyes como nuestra sancta fe católica se pueda predicar y promulgar en aquel nuevo orbe . . . y examinar qué forma puede aver como quedasen aquellas gentes subiectas a la majestad del emperador nuestro señor sin lesión de su real conciencia, conforme a la Bula de Alejandro".

En este artículo, analizando las dos obras de Las Casas, *Treinta proposiciones* y *Tratado comprobatorio*, se intenta precisar su pensamiento acerca de la potestad y poder del Sumo Pontífice sobre los infieles, y se procura presentar los puntos discutidos en la primera sesión, la de 1550, de la Junta especial de Valladolid. La segunda sesión será objeto de otro ensayo.

15

ラス・カサスは,『告解規範』がインディアスに対するイスパニア国王の権原を否定する作品と非難されたため，インディアス枢機会議の要請をうけて,『告解規範』を弁じる『30の法的命題集』を著した①。

第１～第９命題において，ラス・カサスはローマ教皇の布教義務に基づく世俗権を論じ，教皇は領土の拡大や世俗的利益の獲得のためでなく，異教徒の改宗化・教化を実現するために，キリスト教君主に異教徒の土地を分割譲渡できると述べる②。すなわち，彼は霊的な目的（福音の弘布・改宗化＝救霊）に秩序づけられてはじめて有効となるローマ教皇の世俗権に極めて大きな重要性を払う。この点では，ローマ教皇の間接的な俗権を認めつつも，教皇が全世界の皇帝であることを否定しその重要性を限定したビトリア③をはじめサラマンカ学派らとラス・カサスは一線を画している。世俗的支配権を行使するに際し，ローマ教皇は異端を含めたキリスト教徒と異教徒とを同一に扱うべきではない④とするラス・カサスは,“これまでにキリストの名を聞いたりキリストの信仰を抱いたりしたことのない異教徒の君主は自然及び人定の法に基づいて正当な支配権を有し，決して罷免されたり，虐待されたりしてはならない”⑤と述べ，トマス・アクィナスの「神の法は自然の法，人定の法を無効にしない」という立場を継承する。ついで，彼はカエターノ⑥らの理論に従って異教徒を分類し，ユダヤ教徒や当時キリスト教世界を脅かしていたオスマン・トルコ等のイスラム教徒とは異なる種類の異教徒に言及し，第12命題において,“そのような異教徒は仮令偶像崇拝もしくはいかに忌避すべき重罪を犯していても，事実上も法的にも支配権を奪われたり財産を没収されたりすることはない”⑦と断言する。第14命題からはそれまでの原則論に立脚して，ローマ教皇アレクサンダー六世の贈与大勅書及びそれに基づくイスパニア国王のインディアスにおける権利と義務等が述べられる。次に第17命題から30命題までを簡潔に列挙してみよう⑧。

〔17〕ローマ教皇の贈与大勅書に基づいて，イスパニア国王はインディアスに対する正当な支配権を有する。(唯一の権原)

〔18〕イスパニア国王がインディアスに対して支配権を有することと原住民の君主が臣下に対して支配権をもつこととは矛盾しない。

〔19〕真実自発的にカトリックの信仰を受け入れた場合，原住民の君主はイスパニア国王を至高の支配者とみなさなければならない。

〔20〕イスパニア国王は原住民へのキリスト教の弘布と彼らの改宗化を実現するため，適切な

人々を選んで派遣しなければならない。

〔21〕上記の目的を達成するのに，イスパニア国王はローマ教皇が異教徒に対して有するのと同じ権威・権力をもつ。

〔22〕福音は，キリストが定めた掟に従ってインディオに宣べ伝えられなければならない。

〔23〕信仰を説く以前にインディオに戦争を仕掛けて，彼らを服従させ，その後に改宗させるという方法はキリストの掟に反し，邪悪極まりない。

〔24〕そのような方法を唱える人は神の掟に反し，異教徒には様々な種類があるのを理解していない。

〔25〕イスパニア国王は当初から繰り返し戦争や非道な行為を禁止したが，イスパニア人はその勅令や訓令を遵守しなかった。

〔26〕これまでの戦争は例外なく君主の承認を得ず，また正当な原因なくして行なわれたのであり，ゆえに，征服は無効で何ら法的な価値をもたない。

〔27〕イスパニア国王は神の法に従ってインディオの良き習慣と正しい法を維持し，かつ，福音の弘布により悪しき法や邪習を廃棄させなければならない。

〔28〕エンコミエンダはインディアスを破壊・全滅させるために悪魔が考え出した有害このうえない制度である。

〔29〕エンコミエンダは国王の命令に背いて設けられ，その後数々の禁止令が発布されたが，それらは全く遵守されていない。

〔30〕“以上のことから必然的に次の結論が導かれる。すなわち，イスパニア国王がインディアスに対して有する権原・至高の支配権は別にして，不正かつ暴虐的な征服並びにエンコミエンダなどでインディアスにおいて行なわれてきたことはことごとく無効で何ら法的な価値を有するものではない…『告解規範』の第７の規則はそういう意味である。”[9]

ビトリア[10]と異なり，ラス・カサスはローマ教皇アレクサンダー六世の贈与大勅書をインディアスに対するイスパニア国王の支配を正当化する唯一の権原とみなし，大勅書の発布により国王にはインディアスに対する絶対的な支配権が与えられたとする説[11]に対し，大勅書が国王に与えたのはインディオに福音を宣べ伝える権利と義務のみであると主張する。つまり，ラス・カサスによれば，イスパニア国王がインディアスに対して有する俗権（支配権）はインディオの改宗化（救霊）という最終目的（霊的な目的）に秩序づけられてはじめて有効となるのである。そして，その改宗化は，彼自身らがすで『あらゆる人々を真の宗教へ導く唯一の方法』*De unico vocationis modo omnium gentium ad veram religionem*[12]で詳述したことであるが，キリストが使徒に命じたように愛情と優しさをもって行なわれる平和的なものでなければならない。福音を弘めるには予めインディオを服従させる必要があるとして征服戦争を“予防戦争” **guerra preventiva**とみなし正当化する説を異端的であると告発する。国王によるインディアス支配をあくまでインディオの改宗化の実現に必要な一手段とみなすラス・カサスにとり[13]，改宗化を妨げる征服戦争やエンコミエン

ダこそ国王の支配権を否定するものであった。それゆえ，彼は征服戦争の正当性を否定し，エンコミエンダの撤廃を訴えつづけたのである。第17，25，26及び29命題からも明らかなように，ラス・カサスは国王のインディアス支配権を否定するどころか，国王の過去の対インディアス政策を擁護している。もっともこの論文ではそれまでの書簡・覚書と異なり，彼は国王の義務を強調している。ラス・カサスは神の法（贈与大勅書に基づく）によって正当化されるイスパニア国王のインディアス支配権と自然及び人定の法に基づいて正当とされるインディオの君主（カシーケ）の支配権とが両立しうるとみなし，両支配権の両立は“インディオ側の自発的選択”により実現できると主張する。同一領土に二人の支配者の存在を可能とみるその考えの底には，中世の“皇帝の権威”の概念が流れている。[14] そのような統治形態は，イスパニア国王の主権下に，発見される以前のインディオ国家を再建するという，ラス・カサスがすでに『現存する悪の矯正』*Entre los remedios*で開陳した計画[15]に則して実現できるものである。ゆえに，ラス・カサスは，フリーデが指摘しているように，[16] カシーケの従来の支配権を認め，インディオに対するイスパニア人の政治的・経済的特権を否定するよう主張したのである。

以上，極く簡単に論文の内容を検討したが，論文はその題名が示すとおり命題を列挙しただけで，各命題の論証はなされていない。それは，ファビエーの言うように，[17] 短時日で論文を著す必要に迫られていたからであろう。しかし，その後間もなく，ラス・カサスは彼が予告したとおり，『イスパニア国王のインディアス支配権立証論』[18]という作品を著し，聖書，教会法学者や神学者の意見を博引旁証して『30の法的命題集』の各命題の論証を行なった。

その論文[20]では，『30の法的命題集』の中の第17・18命題を中心に，とくにローマ教皇の権威と管轄権について論じられる。ラス・カサスは聖書や教会博士（とくにクリソストムス，ベルナルドウス，トマス・アクィナス等）の権威に基づいて，ローマ教皇がキリストの代理者として異教徒の牧者でもあることを論証し，[21] つづいてローマ教皇が全世界に対して有する霊的な管轄権に言及し，その管轄権を二つに分類する。彼によれば，ローマ教皇はキリスト教徒に対しては強制的な管轄権 **jurisdicción coercitiva** を有するが，神の法に従って教皇の“可能的な” en potencja臣下である異教徒には自発的な管轄権 **jurisdicción voluntaria** しか有さない。[22] つまり，“教皇は異教徒に対して，使者を送り，キリストの信仰を受け入れ聖なる洗礼を受けるよう招き，懇請し，説得させることはできる。しかし，もし異教徒がそれを望まない場合，だからと言って，彼らに信仰の受容を強制したり，あるいは彼らに暴力や罰を加えたりすることはできない。なぜなら，キリストは万人に区別なく福音を説き示すよう命じられただけで，信じる，信じないかは各人の自由意志に任されたからである”。[23] そして，キリストの信仰を奉じようとしない人々（異教徒）はそれ自体で罪を犯しているが，その罪は人によって裁かれるのではなく，最後の審判において神によって裁かれる性質のものであると主張する。[25] こうして，ラス・カサスは個人の自由意志を尊重する。さらに，彼はキリスト教徒と異教徒を救霊の道へ導く方法が異ることをアリストテレスを引用して論証し，[26] 異教徒の救霊は，キリストが使徒たちに命じたように，平和で慈愛深い，謙虚な形で実行されな

ければならないと述べる。[27] ローマ教皇は万人を永遠なる生活へ導くという自己に課された義務を全うするために，その妨げとなるものを排除する権力を有すると論じ，[28] これに関連して，ラス・カサスはローマ教皇に極めて大きな間接的権力を与え，ローマ教皇は布教のためには異教徒の君主の支配権を奪ったり制限したり，さらにはその君主を罷免したりすることもできると論じる。[29] 但しそれにはいくつかの条件が付けられ，[30] インディオに対してはその間接的権力は行使されえないと断言する。[31] 信仰の普及・確立・拡大及び異教徒の救霊を使命とするローマ教皇によって選ばれたイスパニア国王は，その霊的な目的の達成のためにローマ教皇と同一の権威・権力を有すると言い，[32] さらに，国王は自らキリストの代理者への一方的な約束によりその目的の達成を義務づけられていると主張する。[33] 従って，イスパニア国王がインディアスに対して有する管轄権は自発的なものであり，それが強制的なものとなるためには，インディオの自発的臣従が絶対不可欠なものとなる。[34] しかし，ラス・カサスはそのような政治的協約が成立した場合においても，インディオ側の利益・共通善の方が国王自身のそれよりも優先されると主張する。[35] このラス・カサスの主張は注目に値する。なぜなら，彼はインディオをイスパニア人とあらゆる面で等しい存在であるとみなしているからであり，この考えをもとに，彼はのちに君主と人民の関係を論じることになる。[36]

上記の二論文において，ラス・カサスはインディアスにおけるイスパニア国王の支配を正当化する基盤を専らローマ教皇の贈与大勅書に求め，霊的な目的に秩序づけられる教皇の俗権に大きな重要性を払った。この点では，確かにラス・カサスは，自然法に基づいてイスパニアのインディアス支配の正当な権原をいくつか主張したビトリアらサラマンカ学派と異なり，「キリスト教共同体」という中世的観念から脱していない。しかし，自然法をインディオに適用して，そこから由来する諸々の義務と権利をインディオに認め，彼らの自由や権利を守ろうとする彼の主張はキリスト教世界を越えた，また，時代を超越した普遍性をもっていると言えるであろう。そして，インディオの自発的な臣従をイスパニア国王のインディアス支配を正当化する絶対不可欠な要素とみなす彼の主張はその後より一層理論的に深化していくことになる。[37]

16

このようにして，ラス・カサスはインディオに対するスペイン人の賠償義務を論じた『告解規範』[38]を弁じる論文を執筆する一方，インディアス枢機会議や国王の側近に征服の中止とエンコミエンダの撤廃を激しく訴えつづけた。1549年5月に彼が国王の聴罪師ドミンゴ・デ・ソトと思われる人物に送った書簡はその事実を裏付けている。[39] 同書簡において，ラス・カサスは，インディアス枢機会議がただちに征服の中止とエンコミエンダの廃止に関する法令を制定すれば，必ずやインディアスに正義がもたらされ，キリストの信仰は弘まるであろうと述べ，同枢機会議に現実変革への積極的な行動を期待した。[40] 1547年にラス・カサスがイスパニアへ帰国して以来，彼の主張を採用して

インディオの平和的改宗化を奨励しエンコメンデーロの妨害を禁じる勅令が少くとも10以上発布されたこと[11]，ヌエバ・エスパーニャ及びペルーに対して征服者の行動を厳しく制約する勅令が出されたこと及び[12]ラス・カサスに対する未支払い分の俸給を支払うよう植民地当局に命じられていること[13]などから判断すれば，ラス・カサスがインディアス枢機会議に対していかに大きな影響を及ぼしていたかがわかる[14]。そして，1549年７月３日，インディアス枢機会議は征服に統制を加えるような法律作成の必要を国王に訴え，そのために特別な審議会を召集するよう建議した[15]。こうした枢機会議の決定に，ラス・カサスとセプールベダの論争が重要な要因として働いたことは否定できない。なぜなら，この論争は単に二人の間の個人的な対立ではなく，双方ともに当時の優れた学識者や有力な政治家を自己の陣営にかかえていたからである。

セプールベダは異端総審問官でセビーリャ司教のフェルナンド・デ・バルデースや国王の聴罪師ペドロ・デ・ソトらの支持をえて，『第二のデモクラテス』の出版許可を求める運動をつづけた[16]。彼はサラマンカ大学の決定（作品の印刷を認めない）に対し重要な役割を果したとみなしたメルチョール・カノに書簡を送り，その決定は理論的に誤っているという理由からでなく，ある人物（ラス・カサスとは名指していない）の執拗な要請によるにすぎないと訴え，彼の意見を求めた[17]。こうして，セプールベダはビトリアの理論を継承するサラマンカ大学神学教授のメルチョール・カノと論争を始めた[18]。印刷禁止の決定にも拘わらず手稿写本のまま流布した『第二のデモクラテス』をめぐり，大学以外でも議論が行なわれ[19]，1549年，セゴビア司教アントニオ・ラミレス・デ・アロは『野蛮人との戦いについて』*De bello barbarico* という小論を著し，“友愛的矯正” correctio fraterna の意図をもってセプールベダの説に反論を加えた[20]。それで，セプールベダはラミレス・デ・アロ及びサラマンカとアルカラー両大学の反論[21]に答えるため，ラテン語で『正当戦争を論じた作品を弁ずる書』*Apologia pro libro de justis belli causis*（以後，*Apologia* と略す）を著した[22]。同年８月26日，彼はローマ教皇庁控訴院の審問官で友人のアントニオ・アグスティンに書簡とともにその手稿を送った[23]。同書簡を読めば，イスパニア宮廷で積極的な支持を得るのに精力的な活動をするラス・カサスに対し，セプールベダが“キリスト教世界においてその決定が重要性をもつ”教皇庁控訴院の審問官である神学者や教会法学者を味方につけようと苦心していたのがわかる。*Apologia*は二部に分かれ，第一部では征服を正当とみなす４つの理由が簡潔に述べられ，第二部においては，インディオに対する征服戦争を不正とする人々の論拠が７つ列挙され，それに反論が加えられている。インディオに関する情報源を明示したり[24]，自説の正しさを論証するのに新しくジョン・メイジャー[25]らを持ち出したりする以外では，*Apologia*は『第二のデモクラテス』の内容を要約した小論にすぎない。そして，この *Apologia*は1550年５月，ローマの神学者や法学者らの承認を得て，アントニオ・アグスティンの手でローマで出版された[26]。

こうして，ラス・カサスの言によれば[27]，セプールベダは印刷禁止の決定後も４～５回にわたって印刷許可の降下を願いでて自説の正しさを論じた。1549年９月23日には，セプールベダはフェリーペに書簡を送り，自らの手で訳したアリストテレスの『政治学』の高覧を願ったあと，『第二

のデモクラテス』の印刷許可を要請し，ラス・カサスの『告解規範』を厳しく非難した[58]。同書簡において，彼は同年に『第二のデモクラテス』の要約 *suma* のほかに，*Apologia*[59]を三篇著したと述べている[60]。その要約はイスパニア語で書かれたもので[61]，ラス・カサスはそれを入手し，セプールベダの説に反論する『弁論書』*Apologia* をイスパニア語で著した[62]。しかし，その『弁論書』は現在まで未発見のまゝである[63]。征服戦争の正当性をめぐり，両者は直接に論じあうことはなかったが，その論争は熾烈になっていった。こうした状況下，すでに同年７月３日に《征服が正義に叶い，良心に危険を及ぼすことなく行なわれるには，いかにすべきかを審議する会議》の召集を求めるインディアス枢機会議の上申書[64]を受け取っていた国王は同年12月31日に新しい征服を中止する勅令を発布した[65]。さらに，翌年４月16日，国王は，征服の問題が解決され，しかるべき法令と方法が決定されるまで，征服を停止するという勅令を出した[66]。そして,《新世界へ福音を宣べ伝える方法を検討し，その法令を作成し，かつ，ローマ教皇の大勅書に則って国王の良心に危険を及ぼすことなくインディオを国王に服従させるにはどうすればよいかを協議する》[67]審議会が開催されることになった。審議会は15名で構成され，インディアス枢機会議員以外のメンバーは４名の神学者（ドミニコ会士ドミンゴ・デ・ソト，メルチョール・カノ，バルトロメー・デ・ミランダ及びフランシスコ会士ベルナルディーノ・デ・アレバロ),カスティーリャ枢密院のメルカードとアナーヤ博士，宗教騎士団会議のペドローサ，それにシウダー・ロドリーゴの司教で教会法学者のペドロ・ポンセ・デ・レオーンであった[68]。セプールベダはこの神学者の人選，とりわけ論敵カノが審議官に任命されたのに不満を抱き，自分の『第二のデモクラテス』の出版に賛意を表したフェルナンド・モスコーソを審議官に任命するよう求めたが[69]，却下され，審議会で所見を述べることが認められただけであった。審議会は，1550年７月７日に開会の勅令が下り，翌８月15日に開催されたが[70]，その時，セプールベダの報告によれば[71]，彼の意見を支持していた審議官ベルナルディーノ・デ・アレバロは病欠した。そのため，審議会は「14人審議委員会」とも呼ばれた。審議会は約１ヵ月間続けられ，セプールベダとラス・カサスが出頭し，夫々自説を開陳することになった。しかし，両名とも，審議の目的である改宗化の方法及びインディオを正当かつ正義に基づいて国王の支配下におく手段に関して論じたのではなく，インディオの改宗化を目的として行なわれた征服が正当か否かについての意見を述べた[72]。すなわち，新しい征服のあり方等よりも，過去に行なわれた征服の正当性に関して，両名が論じ合ったのであり，審議会はラス・カサスとセプールベダの論争の場と化した。そのために，審議会はのちに現実の征服方法を不正とみなすラス・カサスに対して改宗化と新しい征服のしかるべき方法についての意見を求めることになる。審議会の目的と両名が論じた問題とは密接な関連があるとはいえ，具体的な解決策を見出そうとする当初の目的から外れて，審議会は理論闘争の場となった。ために，審議会は“バリャドリード大論戦”[73]とも呼ばれる。

前述したように，ラス・カサスとセプールベダはインディオに対して改宗化のための戦争を仕掛けるのが正当か否かという問題を論じた。先ず第一日目にセプールベダが出頭し,『第二のデモクラテス』で開陳した考えをかいつまんで説明し，征服戦争を正当であると主張した。その理由として，彼は①インディオが偶像崇拝やその他自然に反する罪を犯していること，②インディオが野蛮で先天的奴隷人であること，③信仰の弘布を容易にするため，そして④人身犠牲などの不正な死から弱者を守るため，という４つを挙げた[74]。ラス・カサスはセプールベダのこの論述には立会わなかった。その結果，彼は二日目から５日間にわたり『弁論書』*Apologia*を読み上げてセプールベダの挙げた４つの理由に反論を加え，征服戦争の正当性を否定したが，その反論はセプールベダの論述順序と異なり，①→③→④→②という順でなされた[75]。次に，ドミンゴ・デ・ソトの手になる，審議会における双方の論旨の要約*Resumen*を中心に，セプールベダの*Apologia*とラス・カサスの『新世界の住民を弁ずる書』[76](以下 *Defensa* と略す）を参考にして論戦の内容を簡単にみてみよう。

①インディオが犯している罪の重さ（偶像崇拝及び自然に反する罪）をめぐって――セプールベダは『レビ記』,『第二法の書』など旧約聖書にあるモーゼの律法や教会法学者の権威に基づいて，また，自然に反する罪の重さを理由に，偶像崇拝，その他自然に反する罪を犯しているインディオに対して，彼らを改宗させ，自然の掟を守らせるために，戦いを行なうのは正当であると論じる[77]。この説に対するラス・カサスの反論は次のとうりである。

〔A〕聖書の解釈に対して

ⓐ 神は偶像崇拝の罪を理由に異教徒に対する戦いを命じたのではないことの立証――セプールベダの引用するのはすべて，アブラハムとその子孫に属した約束の地を占領していた偶像崇拝者（異教徒）～ヘテ人，カナーン人，アモリ人等７つの民～であり，神は決して約束の地以外に住む人々を偶像崇拝を理由に殺すよう命じられていないと言う。“偶像崇拝をする者は殺されるべし”という律法は約束の地に住んでいる民（カナーン人）にのみ適用され,『レビ記』第26章は一度神の掟を受け入れたのち，偶像を崇拝したりする民に対する罰を意味すると論じる。モーゼの律法の例は称えるべきであるが，キリスト降誕以後の恩寵と愛の時代である現在においてはその残酷な処罰の例をまねるべきではないとする[78]。

ⓑ 『ルカによる聖福音書』第14章16－24句の比喩について――この比喩はセプールベダが主張する外的な強制(戦争による)を意味するのではなく，二通りの意味があると述べ,ひとつは,これまでに信仰の事柄を聞いたことのない異教徒に対しては，神が自ら，もしくは天使ないしは人を介して可視・不可視を問わず，直接にそうした真理を知らない民を知的に動かして自らの方へ導こうとされた内的強制，つまりトマス・アクィナスの《有効なる説得》を意味すると言う。いまひとつは，異端に対しては，強制的に信仰を受容させ守らせることができるという意味である[79]。

セプールベダは聖アウグスティヌスを引用して自説を立証したが，ラス・カサスによれば，聖アウグスティヌスが言っているのは，異端に対しては教会はキリスト教君主を介して信仰を強要できるということである。[80]

ⓒ ローマ皇帝（コンスタンティヌス）がローマ教皇（シルヴェステル）の勧告に従って偶像崇拝の廃止とキリスト教の弘布の目的で異教徒に戦争を行なったとするセプールベダの説[81]に対して――コンスタンティヌスが戦争をしたのはゴート人から自己の領土を守るためであったり，ゴート人（異端・アリウス派）がキリスト教徒を攻撃したりしたからであると反論し，クリソストムスやアンブロシウスを引用して，布教及び偶像崇拝の廃止を目的とした戦争を勧めた教皇はいないと断言する。[82]さらに，聖グレゴリウス時代のイギリスの改宗化（カンタベリーのアウグスティヌスと40名の修道士によって行なわれた）をその例証とし，同教皇の時代に行なわれた異教徒に対する戦いはキリスト教徒の領土を奪還するためであったと，史実に基づいて立証する。[83]

ⓓ パウロの言葉「外の人々を裁くことがわたしと何のかかわりがあろう？」(『コリント人への第一の書』第5章12）について――“キリスト教徒に要求される生活形態を異教徒に要求し，また，彼らにキリスト教徒のように生活するのを求めるのは使徒にふさわしい役目ではない”と解釈すべきであるとするセプールベダ[84]に対し，ラス・カサスは，それは異教徒が教会の権限外にいることを示す言葉であると反論する。ヒエロニムス，アンセルムス，聖アウグスティヌス等を引用して，教会はキリスト教を奉じていない異教徒を法的に裁くことはできないこと，そして万物の創造主である神は教会に異教徒を裁く権利を委ねたのではなく，その裁きを自らに保留したことを立証する。つまり，教会が異教徒に対して有する管轄権は“可能的”[85]なものであり，それゆえ，教会もキリスト教君主も偶像崇拝の罪を理由に異教徒を処罰することはできないと論じる。[86]

〔B〕自然に反する罪の重さに対して

セプールベダによれば，すべての大罪は人間の本性である理性に反しており，それゆえ自然に反するものである。そうだとすれば，偶像崇拝を理由に戦争が行なえるなら，盗みや姦通によっても戦争が行なえることになる。そこで，彼は習慣や制度を問題とし，そのような罪を重いものとみなさず，しかもそれを犯した人を処罰しないような国は自然の掟を守っているとは言えないので，この場合，もしキリスト教徒の支配を拒否すれば，戦争によってその国は破滅させられると述べる。[87]この主張に対し，ラス・カサスは異教を奉じることの方が偶像を崇拝するよりも罪が重いと考え，異教徒は偶像崇拝を罪とみなしていないと言う。彼によれば，偶像を崇拝する行為は真実の神でないものを神として仰ぐという不知によるものであり，他方異教を奉じることは説かれれる真理を拒否するその傲慢さに由来する。換言すれば，福音の真理を無視し拒否する異教徒（ユダヤ人・サラセン人等）の方が偶像崇拝者（神の御言葉を知らないインディオ）よりずっと罪が重い。そして，教会はキリスト教国に居住するユダヤ人やサラセン人を異教徒であるという理由で処罰していない[88]のであるから，インディオに対しては尚更処罰する権利はもたないと論じる。[89]

〔C〕教会法学者の考えに対して

オスティエンシス，インノケンチウス四世を引用して，偶像を崇拝する異教徒に対する戦争の正当性を論じるセプールベダ[90]に対し，ラス・カサスは，異教徒に対して教会が処罰する権利を有するのは次に挙げる６つの場合であるとし，教会法学者の意見がその６つの場合に該当しているかどうかを考慮すべきであると言う。(1)異教徒がキリスト教徒から奪った領土を占有している場合，(2)かつてキリスト教徒の管轄下にあった土地で，異教徒が偶像を崇拝したり，忌まわしい悪習に耽ったりしてその土地を穢す場合，(3)異教徒がキリスト教徒の土地に侵入して教会を苦しめたり，キリストや聖人を冒瀆する場合，(4)異教徒が故意に信仰の弘布を妨げたり，改宗を望む者やすでに改宗した者を攻撃・圧迫したりする場合，(5)トルコ人，サラセン人のように武力でキリスト教徒の領土に侵入し戦争を仕掛ける場合，それに(6)異教徒が罪のない者を不当に圧迫したり，神々に生贄として捧げたり，その死体を食したりする場合である。但し，第６番目の場合について，罪のない者を救うことによって，より大勢の無実の者が死ぬ結果になる場合は最小悪を認めて，戦争は差控えられるべきであると主張する。[91]

②信仰の弘布を目的とした戦争をめぐって――聖アウグスティヌス，グレゴリウス，トマス・アクィナスらを引用して，意志を強制するためではなく，悪（説教の妨げ）を遠ざけるために武力を行使できるとするセプールベダの説[92]に対し，悟性と意志という二つの基本的要素を強調するラス・カサス[93]は《教えと行為が一致しなければ，すなわち，仮令どんなに正しいことを教えても行為が伴わないと，神は冒瀆される》というクリソストムスの考えに従い，信仰を説く人は自らの生活の模範が真の神，信仰の真理の証言となるようなものにしなければならないという。聖アウグスティヌス，クリソストムスを引用し，戦争は結果的に異教徒にキリスト教を忌み嫌わせることになり，仮令それで彼らが改宗したとしても，それはより一層の害が加えられるのを恐れてのことであると論じる。キリストが使徒たちに命じた掟を引用し，キリスト教を弘める目的で行なわれる戦争はイスラム教徒のやるような方法であると非難し，[94]平和的な改宗化を主張する。[95]"キリストは苦しみを受けて三日目に死者の中からよみがえり，その御名によってイエルサレムからはじめて諸国の民に罪のゆるしを得させるくい改めが宣べ伝えられる"(『ルカによる聖福音書』第24章46－48句）を引用して，キリストの意図は洗礼により過去のすべての罪を赦すことであり，キリストは処罰するためでなく救霊のために現世に来たのであると論じる。さらに，ラス・カサスはキリスト教徒が正当に異教徒に戦争を行える第４の場合について言及し，それはモーロ人のようにキリスト教を知りながら，故意に布教を妨げる時か，異教徒の君主が民にキリストの教えを聞くのを妨げようとする時に効力を発すると述べる。後者の場合，人民全員が一致してキリストの教えを聞くよりも旧来の宗教を維持したいと望むのであれば，キリスト教徒は彼らに戦争をしかけることはできないと言う。つまり，ラス・カサスによれば，キリスト教徒には福音を宣べ伝える権利は与えられているが，それには制約があり，[96]またキリスト教徒は強制的にそれを聞かせる権利を有していない。その理由として，次の４つを挙げる。(1) 強制的に信仰を奉じさせることはできない→信仰を奉じさせるのが説教の目的→ゆえに，強制して説教を聞かせることはできな

い，(2) キリスト教徒の間で生活している異教徒に強制して説教を聞かせていない，(3) “家に入るときには，平安を祈れ…”という主の言葉は強制して説教を聞かせるよう命じているのではない，(4) 異教徒は説教を聞くと約束していないので，約束していないことは強制されない。[97]

③人身犠牲等の不正な死から弱者を守るための戦争をめぐって——非人間的な行為から罪のない者を救うのは自然の掟であるとするラス・カサス[98]は，以前キリスト教徒が正当に異教徒に対して戦争を行なえる場合を論じた時に，その第六番目としてこの条件を挙げた。しかし，彼は戦いによって弱者を救うのは適切な方法ではないとし，その論拠を述べる。①二つの悪が存在する時は最小悪が許容されなければならない(その戦いにおいては，救われる弱者の数をはるかに凌ぐ無辜の者が殺されるから) ②“無罪の人と正しい人を死刑に処するな”という掟(『出エジプト記』第23章7句) による。毒麦と良い麦の例[99]をひいて，戦争においては罪人と無罪の人の区別ができないので，①の場合よりこの掟が優先される。③インディオが無辜の者を神へ生贄として捧げるという罪は，彼らがイスパニア人から受けた虐待とイスパニア人の宗教的背信行為により，人間に対しては弁解しうる。その理由として，ラス・カサスは二つ挙げる。先ずアリストテレスの説に従い，古代の民において人身犠牲という過ちは一般的に受容されていたから，インディオの場合も蓋然的過誤に陥っているのであると言う。ついで，インディオたちに，彼らが真の神と崇めている神に人間の生命を捧げることが自然の理性に反しているのを明らかにすることは不可能であるからと述べ，むしろ犠牲を捧げる方が神より受けた恩寵に最高のものを捧げなければならないという自然の理性に一致していると主張する。ラス・カサスはインディオのそのような態度を《弁解しうる不知》ignorancia excusableと言い，人身犠牲が自然に反する行為であるとインディオに納得させるには充分な時間が必要で，戦争によるよりも理性を通して納得させる方がずっと容易であると論じる。[100] ラス・カサスはインディオの人身犠牲をキリスト教徒の殉教に類比させるという極端な方向へ向うが，しかし，彼は常にインディオの伝統的な習慣や宗教に大きな尊敬を払うことによってのみ，より高度な文明へ進展していく必要を彼ら自身に感じさせることができるとし，それが“劣る”とみなされる民族への援助の方法であるという理論を主張する。[101]

④インディオの生来の粗野さをめぐって——生来粗野な性質であるインディオは，アリストテレスのいう先天的奴隷人であるから，キリスト教徒に服従すべきであるというセプールベダの説[102]に対し，ラス・カサスは蛮人には次の三つの種類があると言う。すなわち，(1)文明的な生活を送り自治能力を具えているが，考え方や風習が異なる人々，(2)かつてのイギリス人のように，自己の意志を表現する文字を持っていない人々，それに(3)邪悪な習慣，生来の粗野さ，獰猛な性質ゆえに，野獣と変らず，町・家・秩序・法律ももたず，他の人々とも交際をせず，専ら略奪や暴行に耽る人々である。アリストテレスが『政治学』第1巻で述べる先天的奴隷人とは第三番目の蛮人のことであり，そのような蛮人は稀有であると主張する。[103] その後，ラス・カサスはインディオの歴史を長々と語り，[104] インディオがその種の蛮人でないことを説き，“彼らは家や大きな村で共に生活し，法律を有し，技巧に長じ，支配者のもとに統べられている。彼らは自然に反する罪のみならず，他の

罪をも死刑をもって処している”[105]と述べる。肉体が魂に，欲情が理知に従うように，.不完全なものが完全なものに従うのは自然であるとしてインディオのイスパニア人への服従を主張するセプールベダに対し，ラス・カサスは二つの要素が自然によって第一状態で結合している時にのみ，その原則は効力をもつと論じる。[106]

以上の論証により，ラス・カサスは，信仰を説く以前に行なわれる戦争は邪悪不正で，福音及びその弘布の妨げになると言う。また，彼は，異教徒には説教を聞く義務はないから説教を阻止する異教徒（この場合，具体的にインディオを指す)に対する戦いも不正であると主張し，審議官を動揺させた。[107]最後に，ラス・カサスは適切な布教方法について審議会に意見を求められ，危険のない場所では宣教師だけがその地に入って正しい習慣を教え，もし何らかの危険が予知される所では，辺境に要塞を建設して，そこから宣教師がインディオと接触すれば，徐々にキリスト教は弘まると答えた。[108]

ラス・カサスとセプールベダは審議会で顔を会わすことはなかった。審議官は双方が意見を開陳した際，別々に彼らと問題点を論じ，また，審議官同士で討論をつづけた。[109]しかし，二人が非常に複雑な神学論争を展開したので，審議会は内容をより正確に理解するために審議官のひとりドミンゴ・デ・ソトに両者の論旨を“客観的かつ簡潔に”要約するよう一任し，その結果作成されたのがこれまで引用してきた『要約』*Resumen*である。既述したように，審議会の目的から外れて正当戦争論をめぐる理論闘争の場となったこの第一回の会合は，ラス・カサスの側からすれば，現実の征服や植民化に対する訴訟であったと言えよう。[110]

ソトの手になる『要約』を受け取った審議官はセプールベダの作品を検討し，かつ両者の考えを正確に把握するには時間的余裕が必要であると判断し，休会を決定した。一方，その間，ソトの『要約』を手渡されたセプールベダは『要約』にみられるラス・カサスの12の論難に対して反論書を執筆した。それに対し，今度はラス・カサスが応答する小論を著すことになった。[111]こうして，審議会の休会中も両者の論争は激しくつづいた。（未完）

〔註〕

① *Obras escogidas de Fray Bartolomé de Las Casas* Tomo. V. *Opúsculos, cartas y memoriales* BAE. CX. Edición de J. Pérez de Tudela B. Madrid. 1958. Doc. XXVII. *Treinta proposiciones muy juridicas* pp.249b–250a.

② *Ibid.*, p.251a–b. (第7．8命題)

③ Francisco de Vitoria, *Relecciones del estado, de los indios y del derecho de la guerra.* Con una introducción de Antonio Gómez Robledo. México. 1974. pp.42 b–45a.(邦訳：伊藤不二男『ビトリアの国際法理論』有斐閣。昭和40年。pp. 234– 239)

④ *Treinta proposiciones* . . . p.250. (第1命題) "El romano Pontífice . . . tiene auctoridad y poder del mismo Jesucristo, Hijo de Dios, sobre todos los hombres del mundo, fieles o infieles, cuanto viere que es menester para guiar y enderezar los hombres al fin de la vida eterna e quitar los impedimentos dél, puesto que *de una manera* usa y debe usar de tal poder con los infieles que nunca entraron por el sancto baptismo en la sancta Iglesia, mayormente los que nunca oyeron nuevas de Cristo ni de su fe, y *de otra* con los fieles que son o que algún tiempo fueron fieles" (イタリック部分は筆者による)

⑤ *Treinta proposiciones* . . . pp.251b–252a. (第10命題)

⑥ カエタノ Cayetano については，拙稿「イスパニアのアメリカ征服に関するマティアス・デ・パスとパラシオス・ルビオスの理論」英知大学論叢『サピエンチア』7号．昭和48年 pp. 125－149. 134. 註 (43) を参照されたい。カエタノは異教徒を次のように三つに分類した。(1)事実上も法的にもキリスト教君主の支配下にいる者（キリスト教徒の地に住むユダヤ人，モーロ人など）(2)法的にキリスト教君主の臣下である者。（キリスト教徒の領土を占有している者）と(3)法的にも事実上もキリスト教君主に従ってない者である。(参照: Venancio Diego Carro, O.P., *La teología y los teólogos–juristas españoles ante la conquista de América.* Salamanca. 1951. pp. 299–308)

⑦ *Treinta proposiciones*. . . p.252a. (第 12 命題) "Por ningún pecado de idolatría ni de otro alguno, por grave y nefando que sea, no son privados los dichos infieles, señores ni súbditos, de sus señoríos, dignidades ni otros algunos bienes *ipso facto vel ipso iure.*"

⑧ 第14～16命題ではラス・カサスは，ローマ教皇アレクサンダー六世が両王にインディアスへの布教権を委ねたのはレコンキスタ(国土再征服運動)を終焉させコロンの航海に保護と援助を与えたカトリック両王の功績を認めた結果であると論じ，他のキリスト教君主は教皇の承認なくしてその特権を奪うことはできないと述べている。(*Ibid.*, pp.252b.–253a.)

⑨ *Ibid.*, pp.253a.– 257.

⑩ ビトリアの正当権原論については，拙稿「バルトロメー・デ・ラス・カサス～生涯と作品～(1)」『サピエンチア』9号． 昭和50年． pp.137–156. 151–155. を参照されたい。

⑪ M.フェルナンデス・デ・エンシーソ，パラシオス・ルビオスらがこの説を唱えた。エンシーソについては，Lewis Hanke, *The Spanish Struggle for Justice in the Conquest of America.* Philadelphia 1949. pp. 30–32. パラシオス・ルビオスについては， Silvio Zavala, "Introducción" *De las Islas del Mar Océano* por Juan López de Palacios Rubios y *Del dominio de los Reyes de España sobre los indios* por Fray Matías de Paz. México. 1954. pp.IX–CXXX. Cap. VII LXXXVII–XCV. を参照されたい。

⑫ この作品の執筆時期及びその場所について，史家によって意見が異なることはすでに述べたが（拙稿，前掲論文「バルトロメー・デ・ラス・カサス…(1)」pp. 142– 143), 最近イサシオ・ペレス・フェルナンデスが作品は1524年～26年にエスパニョーラ島で執筆されたという意見を発表した。(Isacio Pérez Fernández, "Sobre la fecha y el lugar de redacción del "primer libro" de Fray Bartolomé de las Casas: *De unico vocationis modo omnium gentium ad veram religione*" *Ciencia Tomista* Salamanca. 1978. Tomo CV. No.342 Enero- Marzo. pp.125–143.)

⑬ Las Casas, *Entre los remedios* BAE. CX所収. Razón Segunda p.72b.

⑭ Ramón Jesús Queraltó-Moreno, *El pensamiento filosófico-político de Bartolomé de Las Casas* Sevilla. 1976. p.225

⑮ 拙稿「バルトロメー・デ・ラス・カサス ～生涯と作品～(2)」『サピエンチア』8号．昭和49年．pp. 89– 109. 93– 96.

⑯ Juan Friede, *Bartolomé de Las Casas, precursor del anticolonialismo su lucha y su derrota*. México. 1974. pp.122–132.

⑰ Antonio María Fabié, *Vida y escritos de don Fray Bartolomé de Las Casas, obispo de Chiapa*. Madrid. 1879. II. pp.313–315.

⑱ *Treinta proposiciones*... BAE.CX p.257b.(第30命題)

⑲ 原題は*Tratado comprobatorio del imperio soberano y principado universal que los Reyes de Castilla y León tienen sobra las Indias*(以下*Tratado comprobatorio*と略す).この論文はJ. Pérez de Tudela B.による前掲書(註①参照)に収録されているが,本稿では次の版を利用した:*Tratados de Fray Bartolomé de Las Casas*. prólogo de Lewis Hanke y Manuel Giménez Fernández... México. 1965. II. pp. 915–1233.

⑳ この作品は1549年に執筆が始められ,1552年いくつか加筆され,翌1553年1月8日,フェリーペに宛てた献辞を添えてセビーリャで出版された。ワグナーは,ラス・カサスの手になる未発見の*De juridico et christiano ingresu et progressu Regum nostrorum in regna Indiarum* は *Tratado comprobatorio*のラテン語訳ではないかと推測している (Henry Raup Wagner, *The Life and Writings of Bartolomé de Las Casas* Albuquerque. 1967. Doc. 44. p.278.)

㉑ *Tratado comprobatorio* pp.927–947.

㉒ キリストは万人を救う力をもっていること及び,すべての理性的被造物は自らの自由な意志によってキリストを認め,その宗教を奉じうるということにより,異教徒は教会に入りうるという。(*Ibid*., p.929)

㉓ *Ibid*., p.947.

㉔ 自発的管轄権の内容 *Ibid*., pp.947–949. ".....enviándolos a convidar y a rogar y persuadir que vengan por el rescibimiento de la fe y del santo baptismo a las bodas del Hijo del Dios, Jesucristo, por medio de idóneos ministros, siervos de Dios, verdaderos predicadores del Evangelio. La cual si recebir no quisieren, no los puede compeller ni ejercitar en ellos, por esta causa violencia ni dar pena alguna. Porque Cristo no dejó mandado más de que se predicase, y enseñase, y manifestase su Evangelio a todas las gentes, indiferentemente, e se dejase a voluntad libre de cada uno creer o no creer si quisiese; y la pena de los que no quisiesen creer no fue corporal ni temporal en este siglo alguna, sino qui vero non crediderit condemnabitur: Marcos cap. último."

㉕ *Loc. cit*., しかし,ラス・カサスはローマ教皇が絶対的に異教徒に対する強制的な管轄権を有さないと主張しているのではない。後述するように6つの場合に限って,その管轄権を行使しうると言う。

㉖ *Ibid*., p.979.

㉗ 『マテオによる聖福音書』第10章『ルカによる聖福音書』第9章を引用 (*Ibid*., pp.979–981.)

㉘ *Ibid*., pp.981–985.

㉙ *Ibid*., pp.985–987.

㉚ *Loc. cit*., "esto en caso que viere ser necesario a la predicación y dilatación de la fe y vocación e direción de los mismos infieles, para que conozcan e aprehendan su verdadero e sobrenatural fin, o para obviar y evitar los impedimentos ciertos o probables de la dilatación de la fe e de la conversión y salvación dellos."

㉛ 〔イ〕インディオはキリスト教徒の領土を奪って占有しているのではない。〔ロ〕インディオはキリスト教徒に害を加えたことはない。〔ハ〕インディオはキリスト教徒を苦しめていないし信仰の敵でもない。〔ニ〕インディオは邪習や冒瀆的行為に耽っていてもキリスト教徒の地で行なっているのではない。以上4つの理由により,インディオに対する間接的権力の行使を否定する。(*Ibid*., pp.1041–1045)

㉜ *Ibid*., p.1175.

㉝ *Ibid*., p.1195.

㉞ *Ibid*., pp.1147–1153.

㉟ *Ibid*., p.1147. "Pero después de que la fe y baptismo hayan rescebido, tienen los dichos Católicos Reyes su poder perfecto en actu, y pueden usar y ejercer la jurisdición contenciosa, como en sus súbditos, en todo caso y causa,... *prefiriendo siempre la utilidad y bien común de aquellas gentes y pueblos a la propia suya*..."(イタリック部分は筆者による)

㊱ その代表的作品は晩年（1563−66）に著わされた『王権論』*De regia potestate* である。ラス・カサスの政治思想（君主の権力と臣下の権利について）については，次の作品が詳しい：
Luciano Pereña y Vidal Abril et. al, *De regia potestate o derecho de autodeterminación* Madrid. 1969. Estudio preliminar. XXI-CLVII.（上記『王権論』の羅西語対訳版）

㊲ 晩年には，ラス・カサスは贈与大勅書よりインディオの自発的臣従に重点をおき，その協約がなされない限り，イスパニアはインディアスを支配する権利をもたないと論じることになる。(参照Las Casas, *Los tesoros del Perú* Traducción y anotación de Angel Losada. Madrid. 1958. p.280.)

㊳ フリーデは，『告解規範』によりラス・カサスがインディアスの現実的変革をめざす単なる政治家から実践的政治家へ変ったと見て，それをラス・カサスの“第三回の回心”と呼んでいる。(Juan Friede, *op. cit.*, pp. 161−194. 182−185.)

㊴ Marcel Bataillon, “Pour L'((Epistolario)) de Las Casas une lettre et un brouillon” *Études sur Bartolomé de Las Casas* Paris. 1965.所収. pp.203−223(西語版: *Estudios sobre Bartolomé de Las Casas* Barcelona. 1976. pp.245−265.) (参照: Lewis Hanke, *All Mankind is One. A Study of the Disputation Between Bartolomé de Las Casas and Juan Ginés de Sepúlveda in 1550 on the Intellectual and Religious Capacity of the American Indians.* Dekalb. 1974. pp.64−66.)

㊵ *Ibid.*, p.222.

㊶ Lewis Hanke y Manuel Giménez Femández, *Bartolomé de Las Casas 1474−1566. Bibliografía crítica y cuerpo de materiales.* Santiago de Chile. 1954. Docs.267, 268, 270, 273, 274, 275, 276, 277, 278, 279, 290, 292, 308. pp.103−115.

㊷ ヌエバ・エスパーニャには1549年4月29日，ペルーには同年5月22日に発布された。インディオの土地へ入ることの目的は彼らを平和に従わせることでなければならず，軍事的行為は聖職者及び建設される町を守るためだけに限られ，インディオに対して強奪を働けば死罪に処されることになった (Juan Manzano y Manzano, *La incorporación de las Indias a la Corona de Castilla.* Madrid. 1948.Cap.III.pp.167−170. Nota [27])

㊸ Lewis Hanke y M. Giménez Fernández, *op. cit.*, Docs. 301−303. p.113.

㊹ 当時の宮廷におけるラス・カサスの影響力については，Juan Friede, “Bartolomé de Las Casas, exponente del movimiento indigenista español del siglo XVI” *Revista de Indias* No.51. Madrid. 1951. pp.25−55. に詳しく論じられている。

㊺ “convernía, si vuestra Magestad fuesse servido, mandase juntar letrados, theologos y juristas con las personas que fuesse servido que tratasen y platicasen sobre la manera como se hiziesen estas conquistas, porque justamente y con seguridad de conçiençia se hiciesen, y que se ordenase una ynstrución para ello, mirando todo lo necessario para esto, y que la tal ynstruçion se toviese por ley ansi en las conquistas que se diesen en este Consejo como en las audiencias...” (Cit. por J. Manzano y Manzano, *op. cit.*, pp.167−170.)

㊻ Angel Losada, *Epistolario de Juan Ginés de Sepúlveda* (*selección*) Madrid. 1966. Carta 41. Juan Ginés de Sepúlveda a Martín de Oliva, Inquisidor Apostólico. (1º. de noviembre de 1548) pp.151−154.

㊼ Vicente Beltrán de Heredia, “El Maestro Domingo de Soto en la controversia de Las Casas con Sepúlveda” *Ciencia Tomista* Salamanca. 1932. Año XXIV. Núm. CXXXIII. Enero-Febrero pp.35−49. 38−44.

㊽ ビトリアの歿後サラマンカ大学の神学教授となったカノはラス・カサスより以前，つまり1546年，アルカラー大学において，ビトリア理論に基づいてセプールベダの征服戦争正当論に反論を加えていた（参照：Luciano Pereña, *Misión de España en América 1540−1560.* Madrid. 1956. pp.59−147.)ベルは，セプールベダがカノを論敵にしたのは誤りであったと言う。(Aubrey F.G. Bell, *Juan Ginés de Sepúlveda*. Oxford. 1925. pp.39−44.)

㊾ Angel Losada, *Epistolario* . . . Carta 40. Martín de Oliva a Juan Ginés de Sepúlveda (1º de agosto de 1548) pp.148−150. この書簡では，コルドバのドミニコ会管区会議で作品をめぐり論議が行なわれたことが報告されている。

㊿ Fabié, A.M., *op. cit.*, I. pp.212−213.

⑤① *Summa quaestionis ad bellum barbaricum, sive indicum pertinentis, quam latius persequitur Genesius Sepulveda in libro, quem de justis belli causis consripsit in qua omnes objectiones Salmanticae, et compluti factae proponuntur, et soluvuntur* (Fabié, A.M., *op.cit.*, II. pp.519–537.)

⑤② Angel Losada, *Apología de Juan Ginés de Sepúlveda contra Fray Bartolomé de Las Casas*と題して西語版（ラテン語原文付）を Madrid の Editora Nacional より出版（1975年）.

⑤③ Angel Losada, *Epistolario*... Carta 44. Juan Ginés de Sepúlveda a Antonio Agustín, Auditor del Tribunal de la Rota. pp.164–165.

⑤④ 名前は明示していないが，*Historia general* の Lib. 3 Cap. VI と記している。これはかつてラス・カサスと対立したGonzalo Fernández de Oviedo の大著 *Historia general y natural de las Indias* の第一部（1535年 9 月30日セビーリャで印刷）に含まれている。(参照：Francisco Esteve Barba, *Historiografía Indiana* Madrid 1964. pp.59–78.)セプールベダが典拠とする Oviedo の作品では，エスパニョーラ島のインディオについて次のように記されている：“...esta gente, de su natural, es ociosa e viciosa e de poco trabajo, e melancólicos, e cobardes, viles e mal inclinados, mentirosos e de poca memoria, e de ninguna constancia.” (BAE. CXVII, Madrid. 1959. p.66a.)

⑤⑤ John Mair (1469–1550)はスコットランド生まれの神学者でインディアス問題を論じた最初の外国人といわれる。John Mairの説については次の論文が詳しい:Angel Losada, “Bartolomé de Las Casas y Juan Maior ante la colonización española de América” *Cuadernos Hispanoamericanos* Madrid. 1974. Núm.286. Abril. pp.5–23, Maurice Beuchot, O.P., “El primer planteamiento teológico-jurídico sobre la conquista de América: John Mair” *Ciencia Tomista.* Salamanca 1976. Tomo CIII-2 Núm.335 Abril-Junio pp.213–230.

⑤⑥ Sepúlveda, *Apología* . . . p.55 Carta introducción de Antonio Agustín. *Epistolario* . . . Carta 45. Antonio Agustín a Juan Ginés de Sepúlveda (1º de abril de 1550)

⑤⑦ Las Casas, *12 Réplicas* BAE.CX所収 pp. 318–348. 345a.

⑤⑧ Angel Losada, *Juan Ginés de Sepúlveda A través de su “Epistolario” y nuevos documentos* Madrid. 1973. pp.572–574.

⑤⑨ ローマで出版された*Apologia*は1550年10月19日と同年11月 3 日にイスパニア及びインディアスにおいて回収する旨の勅令が出された (Diego de Encinas, *Cedulario Indiano* Madrid. 1946. Lib. I Fol.230) しかし，この回収令の発布は，ラス・カサスの『告解規範』同様，作品の内容が好ましくないという理由からでなくて，国王の承認をえずに印刷・出版されたために出された。

⑥⓪ Angel Losada, *Juan Ginés de Sepúlveda* . . . p.573. “Yo aca me he ocupado . . . en defender el libro que compuse de la conquista de Yndias y a mi de calumnias de algunos Frayles apassionados para loqual este año he escripto tres apologías . . . , allende de la suma del libro de que aca di quenta a V.A. . . ”

⑥① おそらくそれは，*Memorandum del Dr. Juan Ginés de Sepúlveda, con objeto de demostar que la guerra contra los Indios fue justa*であろう。(Angel Losada, *Juan Ginés de Sepúlveda* . . . p.206)

⑥② Las Casas, *Aquí se contiene una disputa o controversia.* BAE. CX 所収pp.293–348. 294b.

⑥③ Silvio Zavala, “Aspectos formales de la controversia entre Sepúlveda y Las Casas, en Valladolid, a mediados del siglo XVI” *Cuadernos Americanos* México 1977. Año XXXVI. Vol. CCXII. No.3. pp.137–162. 145–146.

⑥④ 註㊺を参照。

⑥⑤ Diego de Encinas, *op. cit.* Lib. IV. Fol.254.

⑥⑥ *Ibid.*, Lib. IV. Fol.255 “porq̃ entretanto que se toma resolucion y se da la orden y forma q̃ convenga, es necesario q̃ se sobresean y suspendan las conquistas y descubrimientos. . .”

⑥⑦ *Resumen del primer periodo de la Controversia de Valladolid, de Fr. Domingo de Soto. (Fr. Bartolomé de Las Casas, Tratado de Indias y el Doctor Sepúlveda.* Caracas. 1962所収) pp.3–26. 3. (以後*Resumen* と略す)

⑥⑧ J. Manzano y Manzano, *op. cit.*, pp.172–173.〔尚，インディアス枢機会議員は全部で 7 名：ルイス・ウルタード・デ・メンドーサ（議長），グレゴリオ・ロペス，フランシスコ・テリョ・デ・サンドバル，エルナン・ペレス・デ・ラ・フェンテ，ゴンサーロ・ペレス・デ・リバデネイラ，グラシアーン・デ・ブリビエスカ，

グティエレ・ベラスケスである。〕

⑥⑨ Sepúlveda, *Proposiciones temerarias, escandalosas y heréticas...* (Fabié A.M., *op. cit.*, II所収 pp.543–569.) 545.

⑦⓪ Vicente Beltrán de Heredia, "El Maestro Domingo de Soto en la controversia de Las Casas con Sepúlveda" (conclusión) *Ciencia Tomista* Salamanca. 1932. Año XXIV. Núm. CXXXIV. Marzo-Abril. pp.177–193. 177.

⑦① Angel Losada, *Epistolario...* Carta 42. Juan Ginés de Sepúlveda a Martín de Oliva (1° de octubre de 1551) pp.155–160. 158.

⑦② *Resumen . . . de Fr. Domingo de Soto*, p.3 審議会は,"異教を奉じるという以外,何ら罪を犯していないあの王国の人々に対して正当かつ正義にもとづいて征服と呼ばれる戦争が行なえるかどうかを協議するために開かれた" と述べるラス・カサスの報告 (*Aquí se contiene una disputa . . .* 294b.)も, 公開の場でラス・カサスとの論戦を望み審議会の開催を求め, その結果開かれたとするセプールベダの言明も (*Proposiciones temerarias*. p.545.)余り信憑性がない。開会の勅令の内容 (註⑥⑦) から判断すれば,マヌエル・M.マルティネスの言うように, ラス・カサスとセプールベダの論争に終止符を打つ目的で審議会が開かれたのではないことは明らかである。(Manuel María Martínez, *Fray Bartolomé de Las Casas, "Padre de América" Estudio biográfico–crítico* Madrid. 1958. p.314.)

⑦③ Lewis Hanke, *Aristotle and the American Indians A Study in Race Prejudice in the Modern World* Indiana. 1959. pp.38ss. (邦訳『アリストテレスとアメリカ・インディアン』佐々木昭夫訳. 岩波新書. 1974年. 58頁以降)

⑦④ *Resúmen . . de Fr. Domingo de Soto.* pp.3–4.

⑦⑤ *Ibid.*, p.4

⑦⑥ Angel Losada が *Apología de Fray Bartolomé de Las Casas contra Juan Ginés de Sepúlveda* と題して西語版 (ラテン語原文付) をセプールベダの *Apología* とともに出版し (Editora Nacional 1975.), 又, Stafford Poole, C.M. が *In Defense of the Indians* と題して英語版を公刊した (Northern Illinois Univ. Press 1974). ラス・カサスが審議会で朗読したのはこの *Apologia* (*Defensa*)であると主張する研究者(Lewis Hanke, Pérez de Tudela B, Angel Losada, M. Giménez Fernández) に対し, *Apologia* (*Defensa*) はラス・カサスが審議会で朗読したイスパニア語の弁論書(未発見・註⑥③参照)をもとに, セプールベダの *Apologia* を入手してからラテン語で著したものであると推測する研究者(Henry R. Wagner, Stafford Poole, Isacio Pérez) もいる(参照: Isacio Pérez Fernández, "Dos apologías de Las Casas contra Sepúlveda: la ≪Apología en romance≫ y la ≪Apología en latín≫" *Studium* XVII. 1977. pp.137–160) この問題については別の機会に論じることにする (大阪外国語大学イスパニア語学科研究室発行の *Estudios Hispánicos* Vol. 5pp. 113–130. 124. 註7.)

⑦⑦ *Resumen . . . de Fr. Domingo de Soto* pp.4–5. *Apologia* pp.61–64.

⑦⑧ *Resumen* pp.5–7. *Defensa*. Caps. 13.14. pp.181–192.

⑦⑨ *Resumen* pp.7–8. *Defensa*. Caps. 42.43. pp.315–324.

⑧⓪ *Resumen* pp.9–10. *Defensa*. Caps.49–50. pp.343–351. "De donde collige San Agustín que hasta que los hombres ayan dado la obediençia a la yglesia no se les puede castigar ninguna inobediençia y ansí concluye con la parábola del evangelio que en aquellos que fueron llamados y blandamente traydos se entienden los gentiles y en los otros que fueron de las vías y de los setos compellidos a venir, se entienden los herejes. . ."

⑧① *Apologia* pp.66–69.

⑧② *Resumen*. . . pp.10–11. *Defensa* Caps.44–48 pp.324–343.

⑧③ *Defensa* Cap.51 pp.351–359.

⑧④ *Apologia* p.77. "quiere decir que no es propio del oficio del Apóstol exigir de los infieles un género de vida como el que se exige de los cristianos, y que vivan cristianamente."

⑧⑤ 註㉑参照。

⑧⑥ *Resumen* pp.11–14. *Defensa* Caps.6–12. pp.145–182.

⑧⑦ *Resemen.* p.14. *Apologia* pp.63–64.

⑧⑧ 異教徒であることは戦争の正当原因にならないという点では, セプールベダもラス・カサスの考えと同じで

ある。(参照．拙稿，前掲論文「バルトロメー・デ・ラス・カサス…(4)) p.99.)

(89) *Resumen* pp.14–15. *Defensa* Cap.8 pp.158–164.

(90) *Apologia* p.63 オスティエンシス，インノケンチウス四世の理論については，拙稿，前掲論文「イスパニアのアメリカ征服...」pp. 127－128を参照。中世におけるローマ教皇権と王権をめぐる政治思想は，インディアス支配の正当性をめぐる論争で重要な役割を果している。中世の政治思想については次の作品が極めて有用である。(John B. Morrall, *Political Thought in Medieval Times* London. 1958（邦訳『中世の政治思想』柴田平三郎訳　未来社　1975年）

(91) これはラス・カサスの正当戦争論である。*Resumen* pp.15–16. *Defensa* Caps.15–41. pp.192–313.

(92) セプールベダは破滅へ向う人々を救霊へ導く方法には二つあるとし，キリストや使徒の用いた勧告だけによるものと，コンスタンティヌス帝以後に用いられた方法，すなわち勧告を妨げる障害物の排除のために，武力を伴って行なわれる勧告によるものである。そして，後者がキリスト教君主の保護と力に守られて教会が用いてきた方法であると主張する。(*Resumen* p.16. *Apologia* pp.65–68)

(93) Las Casas, *Del único modo de atraer a todos los pueblos a la verdadera religión* México. 1942. p.6.

(94) *Resumen* pp.17–20. *Defensa* Caps.42–48. pp.315–343.

(95) オゴルマンは，ラス・カサスの中心思想は平和による福音化でなくて，理性による福音化であると主張している。確かにオゴルマンの言うように，ラス・カサスは"必要悪"として戦争を認めてはいるが，それは福音化のための戦争ではない(Edmundo O'Gorman, *Fundamentos de la Historia de América* México 1942. p.58)

(96) *Resumen* pp.20–21 この考えは，ビトリアの理論を継承するドミンゴ・デ・ソトにとって認められないものであったらしく，ソトは次のように述べている：“y para advertir a Vuestras Señorías y Mercedes parece que él (Las Casas), sy yo no me engaño, se engañó en la equivocación porque otra cosa es que los podamos forçar a que nos dexen predicar, lo qual es opinión de muchos doctores, otra cosa es que los podamos compeller a que vengan a nuestros sermones, . . .” (p.21)

(97) *Resumen* pp.20–21. *Defensa* Caps.25–27 pp.232–246.

(98) Las Casas, *Tratado comprobatorio* . . . pp.1011–1015.

(99) 『マテオによる聖福音書』第13章28－30句。

(100) *Resumen* pp.22–24. *Defensa* Caps.28–41. pp.243–313.

(101) Ramón Jesús Queraltó-Moreno, *op.cit.*, p.277.

(102) *Resumen* p.24. *Apologia* p.61.

(103) *Resumen* pp.24–25. *Defensa* Caps.1–5. pp.121–143.但し，*Defensa* では，ラス・カサスは蛮人を４種類に分類している。ラス・カサスもセプールベダもともに理性的であることが人間であることlo humanoの本質であるとしたが，前者はすべての人間が等しく理性に関与すると考えるのに対し，セプールベダはその関与の程度には差があるとする。従って，セプールベダにとっては，野蛮な状態はラス・カサスの考えるように単なる偶然的なものではなく，自然な一状態であった。その結果，セプールベダは，アリストテレスの先天的奴隷人説を正当戦争の一つの原因とみなすに至った。この点については次の諸論文を参照されたい：

Edmundo O'Gorman, “Sobre la naturaleza bestial del indio americano Humanismo y humanidad. Indagación en torno a una polémica del siglo XVI” *Filosofía y Letras* Núms.1–2. México. 1941. pp.142–158. pp.305–315.

Marcel Bataillon, “Las Casas face à pensée d'Aristote sur l'esclavage” *Platon et Aristote á la Renáissance* (*XVI*^{e} *colloque international de Tours*) Pris. 1976. pp.403–420.

(104) これは，のちに『弁明的史論』*Historia Apologética Sumaria* として完成される作品の原稿であろう(Silvio Zavala, “Aspectos formales . . .” p.153)この作品の執筆時期については現在も議論の的となっている。

(105) *Resumen* p.25. “son gente gregatil y çivil que tienen casas y pueblos grandes y leyes y artes y governación y castigan, no sólo los pecados contra natura, más aún otros naturales con penas de muerte y tienen bastante poliçia . . .”

(106) *Defensa* Cap.4 pp.138–139.

(107) *Resumen* p.21.ドミンゴ・デ・ソトは次のように記している：“se a de hechar el ojo si es verdad o no para esta consulta.”

(108) *Resumen* p.26.

(108) Vicente Beltrán de Heredia, *art. cit.*, (conclusión). p.178.

(110) Omar Díaz de Arce, "Significación histórica del Padre Las Casas" *Cuadernos Americanos* México. 1969. Año XXVIII. 1. pp.159–171. 169.

(111) V. Beltrán de Heredia, *art. cit.*, p.179.